

奈良市告示第161号

奈良市子ども・若者支援地域協議会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）

第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下単に「子ども・若者」という。）を包括的に支援するため、奈良市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に必要な体制の整備に係る協議に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に関する具体的支援の内容に係る協議に関すること。
- (4) 子ども・若者の支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（法第15条第1項の関係機関等をいう。以下同じ。）により構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に、代表者会議、実務者会議及びケース会議（第5項においてこれらを「会議」という。）を置く。

- 2 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者（学識経験者にあつては、その者）により構成し、子ども・若者の支援に必要な体制の整備その他第1条の目的を達成するために子ども・若者の支援に係る総括的な事項を協議する。
- 3 実務者会議は、別表に掲げる関係機関等の実務者により構成し、次項に定めるケース会議での課題を踏まえた対応策の検討その他実務に関する事項について協議する。
- 4 ケース会議は、別表に掲げる関係機関等のうち個別のケースに直接関わりを有している担当者（今後関わりを有する可能性のある者を含む。）により構成し、子ども・若者に関する個々の支援について協議する。
- 5 第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、会議に、別表に掲げる関係機関等以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（会議の開催）

第5条 代表者会議は、会長が招集し、会長が座長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、福祉部長が招集する。

- 2 実務者会議及びケース会議の招集その他会議の開催に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

（子ども・若者支援調整機関）

第6条 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援調整機関として奈良市福祉部福祉政策課を指定する。

（秘密保持義務）

第7条 協議会に出席した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

奈良市福祉部

奈良市こども未来部

奈良市健康医療部

奈良市観光経済部

奈良市教育委員会教育部

奈良県の青少年健全育成に関する事務を主管する課

奈良市社会福祉協議会

奈良市民生児童委員協議会連合会

奈良地区保護司会

学識経験者

その他市長が指名するもの